

長野県将来世代応援県民会議北アルプス地域会議組織・運営要綱

(目的)

第1 この要綱は、長野県将来世代応援県民会議規約（以下「規約」という。）第20条の規定により、北アルプス地域会議（以下「地域会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2 地域会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 長野県将来世代応援県民会議（以下「県民会議」という。）が取り組む全県的事業の地域での推進に関する事
- (2) 将来世代に関する地域の課題に対応するための情報収集、情報共有、連絡調整、連携等に関する事
- (3) その他、規約第3条の目的を達成するために地域で必要な取組の推進に関する事

(組織)

第3 地域会議の構成員は、別表に掲げる地域の団体、地方公共団体及び関係機関等とする。

- 2 地域会議の座長は、北アルプス地域振興局長が務める。

(運営)

第4 地域会議は、座長が招集し、主催する。

- 2 座長は必要があるときは、地域会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第5 第2に掲げる所掌事項の推進を図るため、必要に応じて地域会議に部会を置くことができる。

- 2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(審議事項の報告)

第6 座長は、地域会議における検討及び取組状況について、県民会議事務局長に報告するものとする。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、地域会議に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月26日から施行する。

(別表)

| | | |
|----------------|------------------|---------------|
| 大町少年警察ボランティア協会 | 大町市青少年補導委員協議会 | 大北地区保護司会 |
| 大北更生保護女性会 | 大北地方子ども会育成連絡協議会 | 大町商工会議所 |
| 北安曇郡保育連盟 | 大北ブロック市町村社会福祉協議会 | 大北地区主任児童委員連絡会 |
| 長野県商工会連合会北安曇支部 | 連合長野大北地域協議会 | 大町市 |
| 池田町 | 松川村 | 白馬村 |
| 小谷村 | 大町警察署 | 県立高等学校長 |
| 北安曇中学校長会 | 北安曇小学校長会 | 松本児童相談所 |
| 大町保健福祉事務所 | 中信教育事務所 | 北アルプス地域振興局 |